

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月1日
【会社名】	株式会社イーディーピー
【英訳名】	EDP Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤森 直治
【本店の所在の場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼総務部長 高岸 秀滋
【最寄りの連絡場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼総務部長 高岸 秀滋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 499,905,000円 (第18回新株予約権証券) その他の者に対する割当 34,320,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,481,320,000円 (注) 新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月27日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株式及び新株予約権の募集条件、その他新株式及び新株予約権の発行に関し必要な事項が2026年6月1日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権証券）
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項
 - (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方
 - (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
- 5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

- 3 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	483,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。

(注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)は、2026年5月27日(水)(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会決議により発行を決議しております。

2. 発行数は、本新株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「終値」といいます。)である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額で発行されると仮定した場合の見込数であり、本新株式の割当予定先である、竹内工業株式会社(以下「竹内工業」といいます。)及び株式会社槌屋(以下「槌屋」といいます。)のそれぞれに対する割当予定金額である3億円及び2億円のそれぞれを発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,035円で除した数(100株未満切捨て)の合計数として算出しております。実際の発行数は、上記の3億円及び2億円のそれぞれを下記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」(注)4の記載に従って算出される金額で除した数(100株未満切捨て)の合計数となります。

3. 本新株式の振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	472,500株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。

(注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)は、2026年5月27日(水)(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会決議及び2026年6月1日(月)(以下「条件決定日」といいます。)開催の当社取締役会決議により発行を決議しております。

2. 本新株式の振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2の全文削除及び3の番号変更

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	483,000株	499,905,000	249,952,500
一般募集			
計(総発行株式)	483,000株	499,905,000	249,952,500

(注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本新株式が、1株当たり2026年5月26日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額で発行されたと仮定した場合の見込額であり、上記「1 新規発行株式」に記載の発行数に2026年5月26日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,035円を乗じた金額として算出しております。実際の発行価額の総額は、2026年6月1日から2026年6月3日までの間のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式及び第18回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日(以下「条件決定日」といいます。)に決定されます。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	472,500株	499,905,000	249,952,500
一般募集			
計(総発行株式)	472,500株	499,905,000	249,952,500

(注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、249,952,500円であります。

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,035	517.5	100株	2026年6月16日(火)から 2026年6月18日(木)まで のいずれかの日		2026年6月16日(火)から 2026年6月18日(木)まで のいずれかの日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 申込み及び払込みの方法は、当社と竹内工業及び榎屋との間でそれぞれ、本新株式に係る総数引受契約(以下、個別に又は総称して「本総数引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先(以下に定義します。)との間で本総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。
4. 発行価格は、本新株式が、1株当たり2026年5月26日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の発行価格は、発行決議日の直前取引日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とします。
5. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であり、本新株式が、1株当たり2026年5月26日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,035円で発行されたと仮定した場合の見込額です。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,058	529	100株	2026年6月16日(火)		2026年6月16日(火)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 申込み及び払込みの方法は、当社と竹内工業株式会社(以下「竹内工業」といいます。)及び株式会社榎屋(以下「榎屋」といいます。)との間でそれぞれ、本新株式に係る総数引受契約(以下、個別に又は総称して「本総数引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先(以下に定義します。)との間で本総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。
4. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
5. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

4【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	30,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	33,600,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の発行価額の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)
発行価格	新株予約権1個につき1,120円(新株予約権の目的である株式1株当たり11.20円)とするが、条件決定日において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方」に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権1個あたりの払込金額が1,120円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を1個あたりの払込金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年6月16日から2026年6月18日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イーディーピー 総務部 大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
払込期日	2026年6月16日から2026年6月18日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)とする。
割当日	2026年6月16日から2026年6月18日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 池田支店 大阪府池田市栄町10番2号

(注) 1. 第18回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、発行決議日開催の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	30,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	34,320,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,144円(新株予約権の目的である株式1株当たり11.44円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年6月16日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イーディーピー 総務部 大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
払込期日	2026年6月16日
割当日	2026年6月16日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 池田支店 大阪府池田市栄町10番2号

(注)1. 第18回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、発行決議日開催の当社取締役会決議及び条件決定日開催の当社取締役会決議において発行を決議しております。

(後略)

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、2026年5月26日の終値、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件決定基準株価」という。)の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 3,000,000株(2026年3月31日現在の発行済株式総数15,474,600株に対する割合は19.39%、総議決権数154,385個に対する割合は19.43%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 2,058,600,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられており、また、当社が2028年6月19日に本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
---------------------------------	--

(中略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、2026年5月26日の終値、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれが高い額に相当する金額とする。但し、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 修正日の修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、第三者割当により竹内工業及び槌屋に対して割当日付で当社普通株式を交付する場合、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	---

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員にストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、上記 により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,408,600,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日(当日を含む。)から2028年6月19日(当日を含む。)までとする。
------------	--

(中略)

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(中略)

(1) 資金調達の主な目的

当社は、優れた物性を持つダイヤモンドを様々な分野で利用するため、最も理想的な特性が発揮できる大型単結晶を製造・販売すべく2009年に設立されました。ダイヤモンドの優れた特性の中でも最も大きな貢献が可能と見られる半導体特性の利用を促進することで、単結晶ダイヤモンドの大型市場を創成することを大きな目標として、世界の先端を切って新しい製品を輩出して、事業を展開してまいりました。当社は国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)が開発した大型ダイヤモンド結晶製造技術を移転し、当社独自の手法を加えて量産技術に発展させて、様々な分野への製品を実用化してまいりました。

ダイヤモンドは様々な優れた特性を有しているものの、宝石としての利用は連綿と続いてきました。一方、半導体特性や熱伝導率は利用が限定されています。これは、その特性を利用するためのダイヤモンドの形態やコストが実用には十分でなかったことが原因とされています。特に半導体特性を利用するには、ダイヤモンド自身の純度や結晶品質を上げることが必要であり、デバイス製造に適した形態である「ウエハ」を利用できることが必須と考えられています。

しかし、半導体デバイス応用は基礎研究段階であり、必要な材料の市場は形成されておりませんでした。一方、宝石としての市場は巨大であり、設立後わずかの期間で人工宝石市場が立ち上がり、当社はその中で新たな素材を供給する企業としてビジネスを開始することができました。

当社設立以前には宝石と言えば天然ダイヤモンドのみが使用されてきましたが、10数年ほど前から人工ダイヤモンド(Laboratory Grown Diamond、以下「ラボグロウンダイヤモンド」という。)が出始め、米国ではラボグロウンダイヤモンドのダイヤモンド宝石市場におけるシェアが50%を大幅に超え(出典: Fortune Business Insight; Lab Grown Diamonds Global Market Report 2026)、ラボグロウンダイヤモンドを使用した宝飾品は宝石店やネットで広く販売されており、

当社は世界に先駆けてラボグロウンダイヤモンドを成長させるための原料となる種結晶を発売し、主要製品としてラボグロウンダイヤモンドを製造する企業へ販売してまいりました。当社種結晶は高い結晶

品質であることから、宝石生産の歩留まりが高く、優れた種結晶との評価を得ております。近年になって、種結晶は次第に大型化しており、当社もこれに対応した製品のラインナップを進めております。本日別途公表した当社の中期経営計画の方針は、ダイヤモンドのこれら2つの応用を当社のビジネスとして位置付け、展開を図っていくもので、以下の図のとおりであります。

(中略)

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(4) 他の資金調達方法」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(3) 本スキームの特徴」に記載の「<メリット>」及び「<デメリット>」を総合的に勘案した結果、本新株式の発行と並行して、岡三証券からの提案である第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達を採用することといたしました。

本資金調達は、当社が、竹内工業及び槌屋に対して本新株式を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに一定の資金を調達しつつ、岡三証券に対して本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによってさらに当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権について、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、当社と岡三証券との間で締結する本買取契約に規定される内容を含め、本新株予約権の概要は以下のとおりとなります。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、当初1,125円、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額のいずれか高い額に相当する金額であり、各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該金額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満を切り捨てた額ですが、本新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(中略)

(3) 本スキームの特徴

(中略)

希薄化の発生

本新株式発行による最大新規発行株式数483,000株(議決権数4,830個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株(議決権数30,000個)を合算した株式数は3,483,000株(議決権数34,830個)であり、2026年3月31日時点の当社発行済株式総数15,474,600株(議決権数154,385個)を分母とする最大希薄化率は22.51%(議決権ベースの最大希薄化率は22.56%)に相当します。但し、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本スキームの希薄化は、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断しております。

(中略)

本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株式のように、株式を第三者割当の方法により発行する場合、通常、一回の発行決議により条件を決定します。

しかし、今般の発行においては、発行決議日と同日に、当社の新たな中期経営計画が公表されるとともに、本新株予約権の発行が決議・公表されており、これらの市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。このような状況下において、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定を行う必要があると考えております。すなわち、発行決議日以降に株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を

発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株式の発行条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、本日一回目の本新株式の発行決議を行った上で、株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定めることとし、当該条件決定日までの間の株価の値動きを考慮し、条件決定日における二回目の発行決議により本新株式の発行条件を最終的に決定しようとするものであります。

具体的には、通常の株式の第三者割当における条件決定の方法を踏まえつつも、上記のとおり株価への影響も考慮するために、本新株式の発行価額は、当社普通株式1株当たり、発行決議日の直前取引日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれが高い額とします。

なお、上記のとおり、中期経営計画及び本新株予約権の発行にかかるアナウンスメント効果が一定程度あり得るものと見込んでいることから、これらが株価へ適切に織り込まれるためには、上記の一定期間として発行決議日より2取引日から4取引日空けることが適切であると判断しております。また、中期経営計画の詳細については、本日開示した「『中期経営計画2028』策定に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株式と同様、本新株予約権についても、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、発行決議日と同日に、当社の新たな中期経営計画が公表されるとともに、本新株式の発行が決議・公表されており、これらの市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。このような状況下において、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定を行う必要があると考えております。すなわち、発行決議日以降に株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件を決定することがより適切であると考えております。

したがって、中期経営計画の公表及び本新株式の発行の決議・公表に伴う株価への影響の織り込みのために、本日より2取引日から4取引日空けた日を条件決定日として設定しています。

本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本有価証券届出書提出日(発行決議日)の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東京証券取引所の終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権1個につき金1,120円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日(発行決議日)以降の株価の値動きが反映されておられません。そこで、発行決議の内容を反映した株価状況が形成されていると考えられる発行決議日から3取引日乃至5取引日後の条件決定日の前取引日時点において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本有価証券届出書提出日(発行決議日)以降の株価の上昇等を理由として、本新株予約権1個につき金1,120円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本有価証券届出書提出日(発行決議日)以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が本新株予約権1個につき金1,120円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は本新株予約権1個につき金1,120円のまま据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、本日現在の価値(本新株予約権1個につき金1,120円)を下回って決定されることはありません。

なお、条件決定日を発行決議日から3取引日乃至5取引日後と設定した理由は、発行決議日の翌取引日又は翌々取引日においては、本日の一連の開示による影響を十分に株価に反映できない可能性があるためであり、発行決議日から2取引日空けた3取引日後を条件決定日とする予定です。また、当該日において、ストップ安やストップ高になる場合等、株価が安定しない場合も考えられることから、4取引日後及び5取引日後を条件決定日の予備日としております。

本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、本有価証券届出書提出日公表の中期経営計画及び本新株式の発行による株価への影響の織り込みのため、並びに既存株主の利益への配慮という観点から下限行使価額を適切な水準に保つため、本有価証券届出書提出日(発行決議日)の直前取引日の終値と条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)を比較し、より高い方の株価を基準として、条件決定日において以下のように決定されます。なお、下限行使価額が675円(発行決議日の直前取引日の終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額)を下回ることはありません。

条件決定日の直前取引日の終値が1,125円(発行決議日の直前取引日の終値)以上である場合

条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額とする。

条件決定日の直前取引日の終値が1,125円(発行決議日の直前取引日の終値)を下回る場合

675円(発行決議日の直前取引日の終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額)とする。

(後略)

(訂正後)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none">1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「終値」といいます。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、689円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。5. 割当株式数の上限 3,000,000株(2026年3月31日現在の発行済株式総数15,474,600株に対する割合は19.39%、総議決権数154,385個に対する割合は19.43%)6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 2,101,320,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられており、また、当社が2028年6月19日に本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
--------------------------	---

(中略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、<u>1,149円</u>とする。但し、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 修正日の修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、第三者割当てにより竹内工業及び槌屋に対して割当日付で当社普通株式を交付する場合、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	---

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員にストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、上記 により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,481,320,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>

(中略)

新株予約権の行使期間	2026年6月17日(当日を含む。)から2028年6月19日(当日を含む。)までとする。
------------	--

(中略)

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(中略)

(1) 資金調達の主な目的

当社は、優れた物性を持つダイヤモンドを様々な分野で利用するため、最も理想的な特性が発揮できる大型単結晶を製造・販売すべく2009年に設立されました。ダイヤモンドの優れた特性の中でも最も大きな貢献が可能と見られる半導体特性の利用を促進することで、単結晶ダイヤモンドの大型市場を創成することを大きな目標として、世界の先端を切って新しい製品を輩出して、事業を展開してまいりました。当社は国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)が開発した大型ダイヤモンド結晶製造技術を移転し、当社独自の手法を加えて量産技術に発展させて、様々な分野への製品を実用化してまいりました。

ダイヤモンドは様々な優れた特性を有しているものの、宝石としての利用は連綿と続いてきました。一方、半導体特性や熱伝導率は利用が限定されています。これは、その特性を利用するためのダイヤモンドの形態やコストが実用には十分でなかったことが原因とされています。特に半導体特性を利用するには、ダイヤモンド自身の純度や結晶品質を上げることが必要であり、デバイス製造に適した形態である「ウエハ」を利用できることが必須と考えられています。

しかし、半導体デバイス応用は基礎研究段階であり、必要な材料の市場は形成されておりませんでした。一方、宝石としての市場は巨大であり、設立後わずかの期間で人工宝石市場が立ち上がり、当社はその中で新たな素材を供給する企業としてビジネスを開始することができました。

当社設立以前には宝石と言えば天然ダイヤモンドのみが使用されてきましたが、10数年ほど前から人工ダイヤモンド(Laboratory Grown Diamond、以下「ラボグロウンダイヤモンド」という。)が出始め、米国ではラボグロウンダイヤモンドのダイヤモンド宝石市場におけるシェアが50%を大幅に超え(出典: Fortune Business Insight; Lab Grown Diamonds Global Market Report 2026)、ラボグロウンダイヤモンドを使用した宝飾品は宝石店やネットで広く販売されております。

当社は世界に先駆けてラボグロウンダイヤモンドを成長させるための原料となる種結晶を発売し、主要製品としてラボグロウンダイヤモンドを製造する企業へ販売してまいりました。当社種結晶は高い結晶

品質であることから、宝石生産の歩留まりが高く、優れた種結晶との評価を得ております。近年になって、種結晶は次第に大型化しており、当社もこれに対応した製品のラインナップを進めております。

発行決議日に別途公表した当社の中期経営計画の方針は、ダイヤモンドのこれら2つの応用を当社のビジネスとして位置付け、展開を図っていくもので、以下の図のとおりであります。

(中略)

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(4) 他の資金調達方法」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(3) 本スキームの特徴」に記載の「<メリット>」及び「<デメリット>」を総合的に勘案した結果、本新株式の発行と並行して、岡三証券からの提案である第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達を採用することといたしました。

本資金調達は、当社が、竹内工業及び槌屋に対して本新株式を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに一定の資金を調達しつつ、岡三証券に対して本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによってさらに当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権について、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、当社と岡三証券との間で締結する本買取契約に規定される内容を含め、本新株予約権の概要は以下のとおりとなります。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、当初1,149円であり、各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該金額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

本新株予約権の下限行使価額は、689円ですが、本新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(中略)

(3) 本スキームの特徴

(中略)

希薄化の発生

本新株式発行による新規発行株式数472,500株(議決権数4,725個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株(議決権数30,000個)を合算した株式数は3,472,500株(議決権数34,725個)であり、2026年3月31日時点の当社発行済株式総数15,474,600株(議決権数154,385個)を分母とする希薄化率は22.44%(議決権ベースの希薄化率は22.49%)に相当します。但し、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本スキームの希薄化は、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断しております。

(中略)

本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株式のように、株式を第三者割当の方法により発行する場合、通常、一回の発行決議により条件を決定します。

しかし、今般の発行においては、発行決議日と同日に、当社の新たな中期経営計画が公表されるとともに、本新株予約権の発行が決議・公表されており、これらの市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。このような状況下において、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定を行う必要があると考えております。すなわち、発行決議日以降に株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せず本新株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株式の発行条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、発行決議日に一回目の本新株式の発

行決議を行った上で、株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定めることとし、当該条件決定日までの間の株価の値動きを考慮し、条件決定日における二回目の発行決議により本新株式の発行条件を最終的に決定しようとするものであります。

具体的には、通常の株式の第三者割当における条件決定の方法を踏まえつつも、上記のとおり株価への影響も考慮するために、本新株式の発行価額は、当社普通株式1株当たり、発行決議日の直前取引日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とします。

なお、上記のとおり、中期経営計画及び本新株予約権の発行にかかるアナウンスメント効果が一定程度あり得るものと見込んでいることから、これらが株価へ適切に織り込まれるためには、上記の一定期間として発行決議日より2取引日から4取引日空けることが適切であると判断しております。また、中期経営計画の詳細については、発行決議日に開示した「『中期経営計画2028』策定に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株式と同様、本新株予約権についても、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、発行決議日と同日に、当社の新たな中期経営計画が公表されるとともに、本新株式の発行が決議・公表されており、これらの市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。このような状況下において、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定を行う必要があると考えております。すなわち、発行決議日以降に株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せず本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件を決定することがより適切であるとと考えております。

したがって、中期経営計画の公表及び本新株式の発行の決議・公表に伴う株価への影響の織り込みのために、発行決議日より2取引日から4取引日空けた日を条件決定日として設定しています。

本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。発行決議日の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東京証券取引所の終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権1個につき金1,120円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、発行決議日以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、発行決議の内容を反映した株価状況が形成されていると考えられる発行決議日から3取引日乃至5取引日後の条件決定日の前取引日時点において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、発行決議日以降の株価の上昇等を理由として、本新株予約権1個につき金1,120円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、発行決議日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が本新株予約権1個につき金1,120円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は本新株予約権1個につき金1,120円のまま据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日現在の価値(本新株予約権1個につき金1,120円)を下回って決定されることはありません。

なお、条件決定日を発行決議日から3取引日乃至5取引日後と設定した理由は、発行決議日の翌取引日又は翌々取引日においては、発行決議日の一連の開示による影響を十分に株価に反映できない可能性があるためであり、発行決議日から2取引日空けた3取引日後を条件決定日とする予定です。また、当該日において、ストップ安やストップ高になる場合等、株価が安定しない場合も考えられることから、4取引日後及び5取引日後を条件決定日の予備日としております。

本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日公表の中期経営計画及び本新株式の発行による株価への影響の織り込みのため、並びに既存株主の利益への配慮という観点から下限行使価額を適切な水準に保つ

ため、発行決議日の直前取引日の終値と条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)を比較し、より高い方の株価を基準として、条件決定日において以下のように決定されます。なお、下限行使価額が675円(発行決議日の直前取引日の終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額)を下回ることはありません。

条件決定日の直前取引日の終値が1,125円(発行決議日の直前取引日の終値)以上である場合

条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額とする。

条件決定日の直前取引日の終値が1,125円(発行決議日の直前取引日の終値)を下回る場合

675円(発行決議日の直前取引日の終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額)とする。

(後略)

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,908,505,000	16,000,000	3,892,505,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(499,905,000円)に、本新株予約権の発行価額の総額(33,600,000円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(3,375,000,000円)を合算した金額であります。
2. 本新株式の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を本新株式の発行価額と仮定した場合の金額ですが、本新株式の最終的な発行価額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とします。
3. 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使された場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び本新株予約権の当初行使価額は条件決定日に決定されます。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、割当予定先の調査費用、登録免許税等の合計額であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,981,225,000	16,000,000	3,965,225,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(499,905,000円)に、本新株予約権の発行価額の総額(34,320,000円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(3,447,000,000円)を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使された場合の金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、割当予定先の調査費用、登録免許税等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(注) 2の全文削除及び3、4、5の番号変更

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額3,892,505,000円につきましては、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
2インチ単結晶ウエハの開発投資	670	2026年8月～2028年3月
4インチモザイクウエハの開発投資	810	2027年10月～2029年3月
2インチ低抵抗ウエハの開発投資	830	2027年1月～2028年10月
ラボグローンダイヤモンド原石増産及び宝石販売体制の確立	800	2027年7月～2029年5月
開発並びに製造工場の増、新設	782	2027年8月～2028年12月
合計	3,892	-

(中略)

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

当社が大型ウエハ等の新製品を市場に投入し、宝石を大量に販売するビジネスの新体制を構築するには、今後3年程度の期間において様々な投資が必要となります。これらについて上記の使途の項目ごとに内容を示します。なお、上記の使途から、本日別途公表した当社の中期経営計画に準拠しております。本田技研と本年8月中旬に締結を予定している共同研究開発契約の内容によって設備導入時期や規模が変更される可能性があります。

(中略)

開発並びに製造工場の増、新設

上記の各種装置を収納し、開発や生産作業を実施するには、現在保有している生産工場や開発工場の面積が不足しています。開発センターは既に新規の設備導入はほとんど不可能で、島工場には約500m²の空きスペースが残っているにすぎません。上記の設備を全て導入した場合には、最低でも1500m²の面積が必要と考えており、このスペースを新たな建物で確保する必要があります。

現在の開発センターや、横江、島工場がある茨木市の南地区で、この条件に適合する貸建物を探すか、土地を借りて建屋を建設するかを、検討しております。現在の最有力候補としては、島工場の南側の隣接地があります。一部の土地は購入し、残りは借地として利用しますが、利用するために必要な地盤改良等の諸工事を合わせ、建物を建てる準備費用としては約3億円を想定しています。

また、現在の当社が工場等と離れた場所にあり、業務への影響も生じておりますので、本社との統合も含めて検討を行いたいと考えております。

本社との統合も視野に入れた建屋の建設では、最低でも2000m²の床面積が必要で、その場合の建設関連費用は8億円程度を要するものと考えております。大型の投資となりますので、この投資については当社ビジネスの状況を見ながら、決断をする所存です。仮に本田技研との共同研究が開始されれば、2027年4月頃には大型ウエハ開発のための各種開発設備のスペースが必要ですが、上記の建屋建設が間に合わない場合には、島工場や横江工場の空きスペースに仮設置を行った後、建屋完成を待って移転させることを検討いたします。

- 1)一部の土地購入費用：120百万円
- 2)建設予定地の整地、届出等：80百万円
- 3)本社、開発兼用建物建設：482百万円
- 4)部分的なクリーンルーム構築：100百万円

(後略)

(訂正後)

上記差引手取概算額3,965,225,000円につきましては、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
2インチ単結晶ウエハの開発投資	670	2026年8月～2028年3月
4インチモザイクウエハの開発投資	810	2027年10月～2029年3月
2インチ低抵抗ウエハの開発投資	830	2027年1月～2028年10月
ラボグローンダイヤモンド原石増産及び宝石販売体制の確立	800	2027年7月～2029年5月
開発並びに製造工場の増、新設	855	2027年8月～2028年12月
合計	3,965	-

(中略)

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

当社が大型ウエハ等の新製品を市場に投入し、宝石を大量に販売するビジネスの新体制を構築するには、今後3年程度の期間において様々な投資が必要となります。これらについて上記の使途の項目ごとに内容を示します。なお、上記の使途からは、発行決議日に別途公表した当社の中期経営計画に準拠しております。本田技研と本年8月中旬に締結を予定している共同研究開発契約の内容によって設備導入時期や規模が変更される可能性があります。

(中略)

開発並びに製造工場の増、新設

上記の各種装置を収納し、開発や生産作業を実施するには、現在保有している生産工場や開発工場の面積が不足しています。開発センターは既に新規の設備導入はほとんど不可能で、島工場には約500m²の空きスペースが残っているにすぎません。上記の設備を全て導入した場合には、最低でも1500m²の面積が必要と考えており、このスペースを新たな建物で確保する必要があります。

現在の開発センターや、横江、島工場がある茨木市の南地区で、この条件に適合する貸建物を探すか、土地を借りて建屋を建設するかを、検討しております。現在の最有力候補としては、島工場の南側の隣接地があります。一部の土地は購入し、残りは借地として利用しますが、利用するために必要な地盤改良等の諸工事を合わせ、建物を建てる準備費用としては約3億円を想定しています。

また、現在の当社が工場等と離れた場所にあり、業務への影響も生じておりますので、本社との統合も含めて検討を行いたいと考えております。

本社との統合も視野に入れた建屋の建設では、最低でも2000m²の床面積が必要で、その場合の建設関連費用は8億円程度を要するものと考えております。大型の投資となりますので、この投資については当社ビジネスの状況を見ながら、決断をする所存です。仮に本田技研との共同研究が開始されれば、2027年4月頃には大型ウエハ開発のための各種開発設備のスペースが必要ですが、上記の建屋建設が間に合わない場合には、島工場や横江工場の空きスペースに仮設置を行った後、建屋完成を待って移転させることを検討いたします。

- 1) 一部の土地購入費用：120百万円
- 2) 建設予定地の整地、届出等：80百万円
- 3) 本社、開発兼用建物建設：555百万円
- 4) 部分的なクリーンルーム構築：100百万円

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(訂正前)

(前略)

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式

本新株式の総数は483,000株です。当社は、竹内工業及び槌屋に以下に記載する株数を割り当てます。

但し、かかる各株式数は、本新株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額で発行されると仮定した場合の見込数であり、本新株式の割当予定先である、竹内工業及び槌屋のそれぞれに対する割当予定金額である3億円及び2億円のそれぞれを発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,035円で除した数(100株未満切捨て)として算出しております。実際の発行数は、竹内工業及び槌屋のそれぞれに対する割当予定金額である3億円及び2億円のそれぞれを条件決定日に決定される発行価格で除した数(100株未満切捨て)となります。

竹内工業 289,800株

槌屋 193,200株

(中略)

f. 払い込みに要する資金等の状況

(中略)

槌屋

当社は、槌屋から本日時点において本新株式の払込みのために必要かつ十分な資金を保有している旨の誓約書を受領しております。また、槌屋が本新株式の払込みのために必要かつ十分な資金を保有している旨の口頭での報告を槌屋から受けております。そのため、槌屋に割り当てられる本新株式に係る払込みに必要な資金は十分であると判断しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式

本新株式の総数は472,500株です。当社は、竹内工業及び槌屋に以下に記載する株数を割り当てます。

竹内工業 283,500株

槌屋 189,000株

(中略)

f. 払い込みに要する資金等の状況

(中略)

槌屋

当社は、槌屋から2026年5月27日時点において本新株式の払込みのために必要かつ十分な資金を保有している旨の誓約書を受領しております。また、槌屋が本新株式の払込みのために必要かつ十分な資金を保有している旨の口頭での報告を槌屋から受けております。そのため、槌屋に割り当てられる本新株式に係る払込みに必要な資金は十分であると判断しております。

(後略)

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

(訂正前)

本新株式

上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、発行決議日と同日に中期経営計画が公表されるとともに、本新株予約権の発行が決議・公表され、当該公表を受けての株価の値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込みつつ、既存株主の利益に配慮するため、本新株式1株当たりの払込金額を、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とする予定です。

このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、発行決議日又は条件決定日までの一定期間ではなく、発行決議日又は条件決定日の直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法について、条件決定日の直前取引日の終値の92%を1つの基準としているものの、発行決議日の直前取引日の終値の90%を下回る払込金額とはならないことから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)にも則っているものと考え、また、現在の当社の財務状況及び今回のエクイティ・ファイナンスにより割当予定先が負う価格下落リスク、割当予定先との長期的な関係強化により中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、各割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、仮に本新株式の払込金額が発行決議日の直前取引日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額となった場合、かかる払込金額は、発行決議日の直前取引日(2026年5月26日)までの直前1か月間の終値の単純平均値である1,229円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して15.79%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3か月間の終値の単純平均値である1,252円に対して17.33%のディスカウント、同直前6か月間の終値の単純平均値である984円に対して5.18%のプレミアムとなる金額です。

なお、本新株式の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株式の発行価額を最終的に決定する際に行いますが(判断結果については別途開示いたします。)、当社は、本新株式の発行価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

さらに、当社監査役3名(全て社外監査役)全員から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、上記の決定方法に基づき本新株式の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見がなされています。

本新株予約権

上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、発行決議日と同日に中期経営計画が公表されるとともに、本新株式の発行が決議・公表され、当該公表を受けての株価の値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社ブルー・タス・コンサルティング、代表者:野口真人、住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとした。また、当該算定機関は、評価基準日(2026年5月26日)にお

ける当社株式の株価(1,125円)、ボラティリティ(82.52%)、配当利回り(0%)、無リスク利率(1.415%)等を考慮し、当社及び岡三証券の権利行使行動等に関する一定の前提(取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われず、本新株予約権の割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。)を置き、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、岡三証券との間での協議の上で、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額である金1,120円としました。なお、本新株予約権の行使価額は、当初、2026年5月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である1,125円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、岡三証券との間での協議を経て8%としました。

なお、本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが(判断結果については別途開示いたします。)、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断いたしました。

また、当社監査役3名(全て社外監査役)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、 第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、上記の決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ています。

(訂正後)

本新株式

上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等(注)1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、発行決議日と同日に中期経営計画が公表されるとともに、本新株予約権の発行が決議・公表され、当該公表を受けての株価の値動きを予測することは困難でした。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込みつつ、既存株主の利益に配慮するため、本新株式1株当たりの払込金額を、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とすることといたしました。

当該決定方法により、2026年6月1日開催の当社取締役会において、条件決定日の直前取引日の終値の92%に相当する金額である1,058円と、2026年5月26日の終値の92%に相当する金額である1,035円を比較し、本新株式1株当たりの払込金額を、1,058円としました。

このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、発行決議日又は条件決定日までの一定期間ではなく、発行決議日又は条件決定日の直前取引日における終値を採用することとしましたのは、直近の株価が当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法について、条件決定日の直前取引日の終値の92%を1つの基準としているものの、発行決議日の直前取引日の終値の90%を下回る払込金額とはならないことから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)にも則っているものと考え、また、現在の当社の財務状況及び今回のエクイティ・ファイナンスにより割当予定先が負う価格下落リスク、割当予定先との長期的な関係強化により中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、各割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、かかる払込金額は、条件決定日の直前取引日までの直前1か月間の終値の単純平均値である1,210円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して12.56%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3か月間の終値の単純平均値である1,245円に対して15.02%のディスカウント、同直前6か月間の終値の単純平均値である998円に対して6.01%のプレミアムとなる金額です。

なお、当社は、本新株式の発行価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

さらに、当社監査役3名(全て社外監査役)全員から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、竹内工業及び槌屋に特に有利な金額ではなく、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見がなされています。

本新株予約権

上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等(注)1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、発行決議日と同日に中期経営計画が公表されるとともに、本新株式の発行が決議・公表され、当該公表を受けての株価の値動きを予測することは困難でした。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定することといたしました。

上記に従って、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社ブルータス・コンサルティング、代表者:野口真人、住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとなりました。また、当該算定機関は、評価基準日における当社株式の株価(発行決議日時点:1,125円、条件決定日時点:1,149円)、ボラティリティ(発行決議日時点:82.52%、条件決定日時点:82.93%)、配当利回り(発行決議日時点:0%、条件決定日時点:0%)、無リスク利率(発行決議日時点:1.415%、条件決定日時点:1.37%)等を考慮し、当社及び岡三証券の権利行使行動等に関する一定の前提(取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達

需要が発生している場合には当社による停止指定が行われず、本新株予約権の割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。)を置き、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、岡三証券との間での協議の上で、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額である金1,120円としました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日(2026年6月1日)を条件決定日としたところ、本日(条件決定日)時点の評価額は、1,144円と算定され、当社はこれを参考として、岡三証券との間の協議を経て、本日(条件決定日)時点の本新株予約権1個の発行価額を、金1,144円と決定しました。その上で、両時点における発行価額を比較し、より既存株主の利益に資する発行価額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの発行価額を金1,144円と決定しました。なお、本新株予約権の行使価額は、当初、2026年5月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である1,149円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、岡三証券との間での協議を経て8%としました。

なお、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断いたしました。

また、当社監査役3名(全て社外監査役)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利率等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、本新株予約権の払込金額は、岡三証券に特に有利でなく、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

本新株式発行による最大新規発行株式数483,000株(議決権数4,830個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株(議決権数30,000個)を合算した株式数は3,483,000株(議決権数34,830個)であり、2026年3月31日現在における当社発行済株式総数15,474,600株(議決権数154,385個)を分母とする最大希薄化率は22.51%(議決権ベースの最大希薄化率は22.56%)に相当します。そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

(後略)

(訂正後)

本新株式発行による新規発行株式数472,500株(議決権数4,725個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株(議決権数30,000個)を合算した株式数は3,472,500株(議決権数34,725個)であり、2026年3月31日現在における当社発行済株式総数15,474,600株(議決権数154,385個)を分母とする希薄化率は22.44%(議決権ベースの希薄化率は22.49%)に相当します。そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

(後略)

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
竹内工業株式会社	名古屋市中川区清川町一丁目一 番地	911,000	5.90	1,200,800	6.35
藤森 直治	大阪府箕面市	1,062,900	6.88	1,062,900	5.62
株式会社槌屋	名古屋市中区上前津二丁目9番 29号	208,500	1.35	401,700	2.12
加茂 睦和	茨城県土浦市	300,000	1.94	300,000	1.59
株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目 4-3	277,500	1.80	277,500	1.47
北城 格太郎	横浜市青葉区	271,000	1.76	271,000	1.43
モルガン・スタンレーMUFJ証券 株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9 番7号 大手町フィナンシャル シティサウスタワー	258,556	1.67	258,556	1.37
株式会社フューチャーパート ナーズ	東京都港区北青山二丁目8-44	250,000	1.62	250,000	1.32
三星ダイヤモンド工業株式会社	大阪府摂津市香薷園32番12号	200,000	1.30	200,000	1.06
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁 目2-10号	106,400	0.69	106,400	0.56
計	-	3,845,856	24.91	4,328,856	22.88

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数154,385個に、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する議決権数(34,830個)を加えた数で除して算出した数値となります。

(後略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
竹内工業株式会社	名古屋市中川区清川町一丁目一番地	911,000	5.90	<u>1,194,500</u>	<u>6.32</u>
藤森 直治	大阪府箕面市	1,062,900	6.88	1,062,900	5.62
株式会社榎屋	名古屋市中区上前津二丁目9番29号	208,500	1.35	<u>397,500</u>	<u>2.10</u>
加茂 睦和	茨城県土浦市	300,000	1.94	300,000	1.59
株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4-3	277,500	1.80	277,500	1.47
北城 恪太郎	横浜市青葉区	271,000	1.76	271,000	1.43
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	258,556	1.67	258,556	1.37
株式会社フューチャーパートナーズ	東京都港区北青山二丁目8-44	250,000	1.62	250,000	1.32
三星ダイヤモンド工業株式会社	大阪府摂津市香薷園32番12号	200,000	1.30	200,000	1.06
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2-10号	106,400	0.69	106,400	0.56
計	-	3,845,856	24.91	<u>4,318,356</u>	<u>22.83</u>

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数154,385個に、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する議決権数(34,725個)を加えた数で除して算出した数値となります。

(後略)

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

3【臨時報告書】

(訂正前)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年5月27日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月3日に近畿財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月12日に近畿財務局長に提出

(訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月1日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月3日に近畿財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月12日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2026年5月27日)までの間において、変更及び追加がありました。「事業等のリスク」に関する変更及び追加は、下記下線のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2026年5月27日)現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(後略)

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月1日)までの間において、変更及び追加がありました。「事業等のリスク」に関する変更及び追加は、下記下線のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月1日)現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(後略)